

中小金融機関の現状と今後の課題

三 浦 正 顕

1. は じ め に

我が国において、中小企業者とよばれる会社及び個人（いわゆる中小企業）は、事業所数で99パーセント、従業者数で約8割、製造業の生産で約5割、商業販売額で約6割を占めており、国民経済の発展と国民福祉の向上に大きく貢献していることは白書の示すとおりである。

他方、これらの中小企業に対する民間金融を見ると、現在、都銀及び地銀という普通銀行が5割強を占め、残りを相互銀行、信用金庫及び信用組合という中小企業専門金融機関（いわゆる中小金融機関）が占めるという形になっている。

これらの中小金融機関が現在の形に制度化されたのはいずれも昭和26年のことであり、比較的新しいわけであるが、その母体の誕生はいずれも明治時代までさかのぼる。これらの中小金融機関は、その前身も含めて、わが国の資本蓄積が少く、企業活動に対する資金供給が恒常的に不足していた時代において、既存の金融機関によつてカバーし切れなかつた零細な企業への補完的な金融機関として発生し、発展してきたのである。とくに、第二次世界大戦後、殆んど全ての物的資本を喪失した我が国経済において、強い資金需要と恒常的な資金不足の中で、これら中小金融機関が中小企業金融に果たした役割には極めて大きなものがあり、正に中小企業と共に発展してきたと言えるであろう。

然しながら、近年これらの中小金融機関を取巻く経営環境は大きく転換しつつあり、その経営のあり方について、改めて見直す必要に迫られている。

本稿においては、これら中小金融機関の現状を紹介するとともに、今後の課題と思われる点に若干ふれてみたい。

2. 中小金融機関の現状

(1) 現 勢

まず第1表をご覧いただきたい。一言に中小金融機関とい

つても、実に、1,028の金融機関が存在しているのであり、そこには27万6千名余りの役員及び職員が働いている。資金量は約51兆円にのぼるが、これは都銀13行の76兆円には及ばない。

次に、店舗の数は3機関合計で約1万強で、全国銀行の8,302をかなり上回っている。1行当り店舗数で見ると、相銀49、信金11、信組5となり、都銀の207、地銀の83に較べてかなり少くなっている。

各機関の店舗の規模はどうであろうか。やはり第1表をご覧いただきたい。1店舗当りの役職員の数を見ると、地銀、相銀及び信金がそれぞれ30名、25名及び28名となり、若干の差はあるものの、ほぼ同じ程度であるが、信組の店舗はかなり小規模で18名、逆に都銀は1店舗に67名の人々が働いていることとなる。これに対し、1店舗当りの資金量を見ると格差が広がってくる。相銀及び信金はそれぞれ58億円及び49億円で、ほぼ同程度であるが、地銀は一躍84億円となる。信組は26億円と低くなり、都銀では286億円と圧倒的に大きくなっている。

(2) 経営効率

職員1人当りの扱う資金量は、相銀2.2億円、信金1.8億円、信組1.4億円であり、都銀の4.3億円及び地銀の2.8億円に較べて小さいものとなっている。然しながら、経営の効率性を集約的に表わしているのは何と言つても経費率であろう。第1表と経費率のグラフをご覧いただくと、中小金融機関の経費率は現在いずれも3%前後であつて、地銀、都銀をはるかに上回っている。とくに、人件費率が高いのが目立ち、相銀については、物件費率が高いことが注目される。

ところで、経営の効率性は閉ざされた体系においては必ずしも収益性とは一致しない面をもっている。信金及び信組については税制上の優遇措置が大きいので、当期利益で他機関と比較することは難しいが、役職員1人当り経常利益で見ると、信金が189万円で、相銀の139万円及び信用組合の141万円を大きく引きはなしている。経費率が信金、信組がほぼ同じで相銀を上回っていることと比較してみると、これは注目すべき事実である。

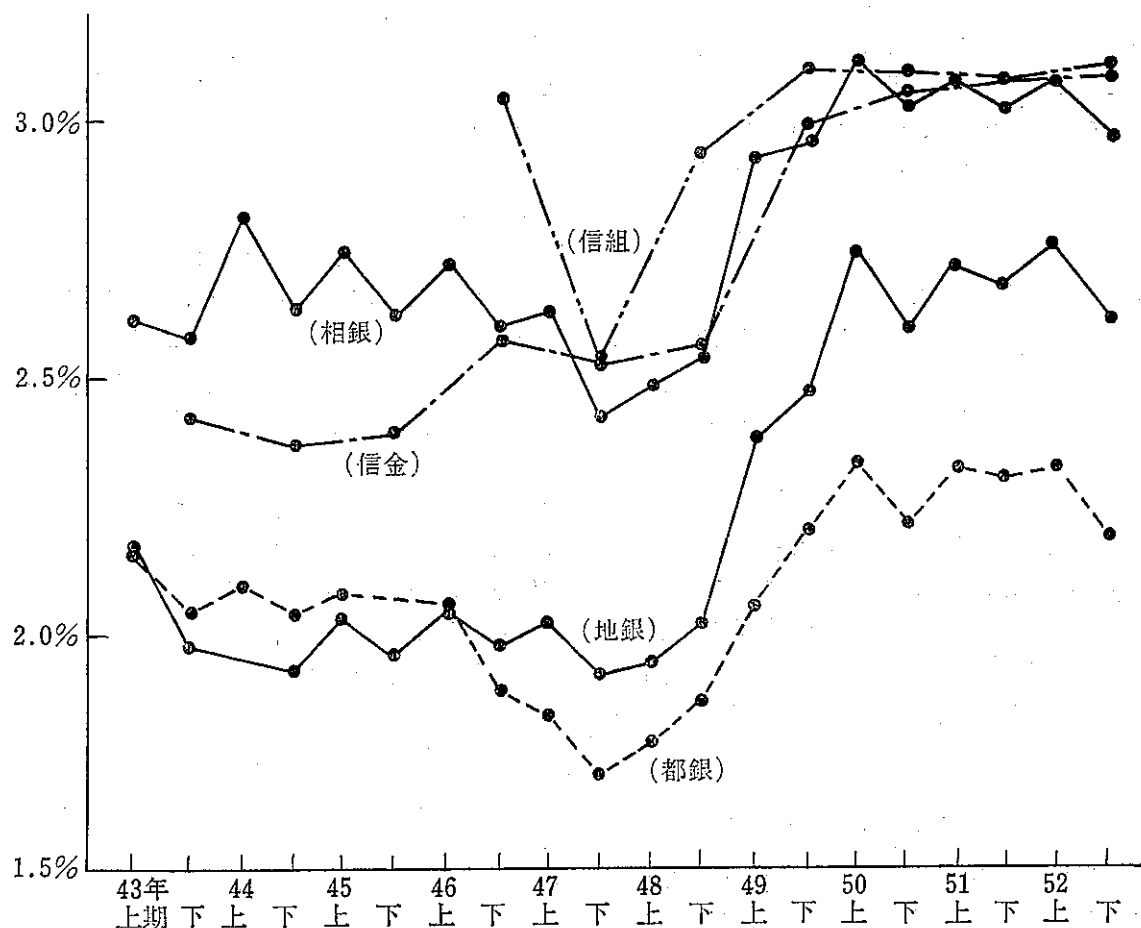
第1表 各種金融機関の概況

(52年度下期、信金及び信組は52年度、時点は53年3月末)

	単 位	中 小 金 融 機 関				全 国 銀 行		
		相 銀	信 金	信 組	合 計	都 銀	地 銀	合 計
行店投資経当貸預経	行店人 億 円 百万 円 百 万 円	71 3,521 90,757 202,788 126,326 63,653 6.76 4.41 2.93 1.84 0.92 0.17 0.38	468 5,021 141,124 247,814 265,131 194,124 8.64 4.84 3.13 2.08 0.89 0.16 0.44	489 2,426 44,373 64,223 62,474 40,887 9.02 4.96 3.13 2.20 0.87 0.06 0.96	1,028 10,968 276,254 514,825 453,931 298,664	13 2,692 180,552 769,167 515,566 238,766 6.45 4.52 2.17 1.26 0.77 0.13 0.10	63 5,249 156,711 442,807 369,330 193,118 7.11 4.23 2.60 1.64 0.77 0.19 0.45	86 8,302 378,079 1,451,219 1,103,524 538,707 6.87 4.71 2.26 1.32 0.79 0.15 0.12
1行当り	店人 億 円 百万 円 百 万 円	49 1,278 2,856 1,779 897	11 302 530 567 415	5 91 131 128 84	10 268 501 441 291	207 13,889 59,167 39,659 18,367	83 2,487 7,029 5,862 3,065	97 4,396 16,875 12,832 6,264
1店当り	店人 億 円 百万 円	25 58	28 49	18 26	25 47	67 286	30 84	46 175
1人当り	店人 億 円 百万 円	2.2 139 70	1.8 189 138	1.4 141 92	1.9 164 108	4.3 286 132	2.8 236 123	3.8 292 142

(注) 1. 相銀、全国銀行の経常利益及び当期利益は52年度上・下期の合計。
 2. 全国銀行の合計は信託銀行及び長期信用銀行を含む。

第1図 経 費 率 の 推 移



(3) 機能分担

それでは中小金融機関はどのように機能の分担を行っているのでしょうか。後述の制度見直し論にもつながるので、やや詳細に中小金融機関の事業態様をとりまとめると、第2表のとおりである。このうち、とくに預金及び貸出についてを述べてみよう。

① 相互銀行

信金及び信組と異なり、相銀には地区制がない。昭和43年の相銀法改正により、営業区域が廃止されたからである。従って、制度上は全国全地域を対象として営業し得るわけであるが、實際上店舗配置は地銀と同様、地域性を有しており、地域金融機関として営業している。制度上、預金は全国の誰からでも受入れることができるが、貸出については中小金融機関として次の制約を課されている。即ち、貸出は原則として中小企業者（従業員300人以下又は資本金4億円以下の事業者）に対して行う。但し、例外扱いとして、個人に対する事業資金以外の貸出は自由であり、また、地方公共団体や大企業に対する貸出も総融資の20パーセントまでは行い得ることとされている。

なお、都・地銀について、このような制約のないことは言うまでもない。

② 信用金庫

信金は、一定の地区を定められ、原則として地区を単位として営業を行うこととされている。然し、預金については地区制限はなく、全国の誰からでも自由に受入れることができる。一方、貸出については、原則として会員に対して行うこととなつている。この会員になるための資格は次のとおりである。即ち、地区内に住所（又は居所）を有する者、地区内に事業所を有する者（ただし、いずれについても、従業員300人を超え、かつ資本金2億円超の事業者は除かれる）及び地区内で勤務に従事する者、である。

会員以外の者に対する貸出（いわゆる員外貸出）が総貸出額の20パーセントまで認められているが、これは次のものに限られている。即ち、預金を担保とする貸出及び地方公共団体等に対する貸出（いずれも地区制限はない）、地区内のいわゆる卒業生に対する貸出及び小口貸出（1件300万円以下）等である。

③ 信用組合

信組については、預金も貸出も原則として組合員に限られている。この組合員になる資格は次のとおりである。即ち、地区内で事業を行う者〔ただし、従業員300人超（小売業又はサービス業は50人超、卸売業は100人超）又は資本金1億円超の事業者は除かれる〕、地区内に住所（又は居所）を有する者及び地区内で勤務に従事する者、である。

員外貸出についての制限は強く、組合員と生計を一にする配偶者及びその親族と、国・地方公共団体等に対する、いずれも預金担保貸付のみが認められているに過ぎない。預金については、これら親族や公共団体が行い得る他、預金総額の

20パーセントまでは、地区制限も会員制限もなく、自由に受入れることができる。

中小金融機関の機能分担はほぼ以上のとおりであるが、原則以外の例外扱いの部分はいずれも近年の法改正により徐々に拡大されてきたものであり、為替等の取扱いと並んで業務の同質化が進められていると言えよう。このような同質化を更に推進していこうとするのが、制度の見直しに関する一方の考え方であつて、例えば、相互銀行について中小企業金融専念義務（第2表7(2)）や大口融資規制（同8）の緩和（横ならびで信金、信組についても同様の議論がなされよう）、あるいは信用金庫に外国為替業務を認めるといった点である。他方で、発想を全く異にする制度論もあり、例えば、相互銀行の商号変更問題や業界挙げての普銀転換論がそれである。いずれにしても、中小企業専門金融機関の在るべき姿については慎重に且つ十分検討されて然るべきであろう。

3. 中小金融機関を取り巻く環境の変化と今後の課題

(1) 利鞘縮小傾向の定着化

中小金融機関の最近の経営状況を上述2、と若干異なつた視点から眺めてみよう。まず、業容の伸びを見てみると、相互銀行は資金量が52年上期5.5%、下期6.3%、融資量がそれぞれ5.5%、6.2%の対前期増加率となつており、いずれも上期及び下期における過去最低の伸び率となつている。最近10年間の資金量、融資量の伸びが年率で概ね20%近かつたことに比較すればほぼ半減しているわけである。信用金庫も52年度決算では預金が対前年度比10.5%、貸出金が同7.0%の伸びで、ともにこれまでの最低を記録した（第3表参照）。利鞘については、総資金利鞘で相互銀行が52年上期0.26%、下期0.38%、信用金庫が52年度0.44%となつており（第1表参照）、それぞれ前期を下回つたばかりでなく、昭和40年代前半に比べると実に4分の1ないし5分の1程度にまで低下している。利鞘がこのような低下した理由は、預金金利引下げの影響により、預金利回が50年下期から各期低下を続けてきた一方、企業の資金需要の盛り上りが依然として見られないため貸出金利回も低下し、その引下げ幅が預金利回の下げ幅を上回つたことが主因である。特に最近では預金金利引下げの影響が十分に現われるより先に、貸出金利の低下が資金需要停滞と貸出競争の激化から急速に進行しており、この点は公定歩合の変動幅に対する貸出約定平均金利の変動幅の比率（いわゆる追随率）に端的に現われている。また、实体经济の低迷を反映して資金量の伸びが著しくなく、経費率の上昇を防ぐような規模の利益が発揮できないことも利鞘縮小の原因となつている。さらには、このような短期的要因にとどまらず、金融機関をめぐる環境の基調的変化という点も見逃せない。つまり、資源の制約、環境保全面の配慮のみにとどまらず、国際関係からする協同歩調の必要性などから今後の

第2表 中小金融機関の事業態様一覧

	相互銀行	信用金庫	信用組合
1. 根 拠 法	相互銀行法（昭26）	信用金庫法（昭26）	中小企業等協同組合法（昭24）
2. 組 織	株式会社	会員の出資による協同組織の 非営利法人	組合員の出資による協同組織の 非営利法人
3. 地 区（営業地域）	無し（昭和43年6月営業区域 を廃止）	有り（定款で定める）	有り（定款で定める）
4. 出資金（資本金） の最低限度	①東京都特別区及び指定市 ②その他 3億円 2億円	1億円 5千万円	2千万円 1千万円
5. 会員（組合員）の 出資の最低額	①東京都特別区及び指定市 ②その他 無	1万円 5千円	1口（金額は定款で定める）
6. 会員（組合員） 資 格 （地区内に…）		ア 住所又は居所を有する者 イ 事業所を有する者 ウ 勤労に従事する者 （事業者の場合の制限） 従業員300人以下又は資 本金（出資金）2億円以 下の事業者	ア 住所又は居所を有する者 イ 事業を行う小規模の事業 者 ウ 勤労に従事する者 （事業者の場合の制限） 従業員300人以下又は資 本金（出資金）1億円以 下の事業者（卸売業…100 人又は3千万円、小売・ サービス業…50人又は1 千万円）
7. 業 務 (1) 預 金	自 由	自 由	ア 組合員 イ 組合員と生計を一にする 配偶者その他の親族 ウ 国、地方公共団体及び非 営利法人 エ 組合員以外の者（イ及び ウを除く）（預金総額の 20%まで）
(2) 貸 出 ① 原 則	中小企業者（従業員300人以下 又は資本金4億円以下）	会員（従業員300人以下又は 資本金2億円以下）	組合員（従業員300人以下又は 資本金1億円以下）
② 例	ア 個人に対し事業資金以外 の貸付等 イ 地方公共団体に対する貸 付等 ウ その他中小企業者以外の 者に対する貸付等 （注）イ～ウは総貸出（金 貨を除く）の20%まで	ア 預金担保貸付 イ 卒業生金融 ウ 小口員外貸出 エ 地方公共団体貸付 オ 地方住宅供給公社等貸出 カ 金融機関貸出 （注）ア～オは総貸出（金 貨を除く）の20%まで	上記イ又はウの預金担保貸付
(3) 為 替 取 引	ア 内国為替 イ 外国為替（要大臣認可）	内国為替（要大臣認可）	組合員のためにする内国為替 （要知事認可）
(4) 代 理 業 務	国民金融公庫外大蔵大臣の認 可する者	ア 国民金融公庫 イ 大蔵大臣の指定する者	ア 国民金融公庫 イ 大蔵大臣の指定する者
8. 信 用 供 与 制 限 ① 原 則	自己資本の20%（法律）又は 8億円（通達）のいずれか低 い額	自己資本の20%（法律）又は 4億円（通達）のいずれか低 い額	自己資本の20%（協会法）又 は2億円（通達）のいずれか 低い額
② 例	総融資（金貨を除く）の20% まで8億円超貸出可	総貸出（金貨を除く）の20% まで4億円超貸出可	総貸出（金貨を除く）の20% まで2億円超貸出可
9. 監 督 官 庁	大蔵大臣	大蔵大臣	ア 都道府県知事（地区が一 都道府県内のもの） イ 大蔵大臣（その他のもの）
10. 連 合 会 金 (1) 預 金	無	有 ア 会員（信用金庫） イ 国、地方公共団体及び非 営利法人 ウ 会員以外の者	有 ア 会員（信用組合） イ 国、地方公共団体及び非 営利法人
(2) 貸 出		ア 会 員 イ 会員以外の者	ア 会 員 イ 信用組合の組合員（孫会 員）
(3) 為 替 取 引		内国為替	内国為替
(4) 支 店		15	10 外に出張所2、代理店1

第3表 預金貸出の伸び率等

(単位 %)

	全 国 銀 行			相 互 銀 行			信 用 金 庫		
	預 金	貸 出	預 貸 率	預 金	貸 出	預 貸 率	預 金	貸 出	預 貸 率
50年末	14.6	11.5	84.8	14.5	14.7	78.7	16.0	17.0	79.6
51	12.6	11.2	83.3	13.5	12.7	78.1	14.6	15.5	80.2
52. 3	11.7	10.6	82.8	13.7	13.9	79.7	13.8	14.9	81.1
6	10.2	10.1	82.8	12.5	13.0	80.1	12.6	13.2	80.1
9	10.2	9.6	81.8	11.8	12.6	79.7	11.7	10.6	79.9
12	10.1	9.6	82.7	11.5	12.2	78.6	10.8	8.1	78.2
53. 3	11.0	9.4	81.5	12.2	12.1	79.6	10.5	7.0	78.5

わが国経済は安定成長路線に定着せざるを得ない見通しであり、それと裏腹に金融構造面でも企業部門の資金需要の相対的低下と公共部門及び個人部門の相対的上昇を伴うこととなり、金融機関の収益構造上、利鞘の縮小を余儀なくされる方向に向うものと考えられる。

(2) 中小金融機関の経営効率化

① 以上のような状況下にあつて、中小金融機関に要請されることは、言うまでもなく経営の効率化である。第一に、経費の節減について述べれば、地域金融機関として地元企業、住民に密着した経営態度をとることからする人員採用・配置の再点検、研修等による質的向上に支えられた人事計画の再検討などの人件費率増高対策が必要であろう。現に、一部の相銀等では新規採用に関しかなり大胆な見直しが行われている。

また、長期的には合理化につながる可能性を有しつつも、短期的には費用増を伴う機械化、コンピュータリゼーションについてもその方法、内容等の工夫に関し、さらに検討を要しよう。業容拡大が自然の流れとして意識されていた頃とは異なり、過大な機械化投資は将来に負担を残すことも事実である。中小金融機関としては、自己の経営の特質、体力に応じた合理的な判断が要求されているわけであり、この意味で、コンピュータの共同利用は相対的に資本蓄積度合の小さい金融機関にとっては効率化の観点から十分考慮に値する方向であると評価される。

② 第二に、資金吸収面での効率化に関しては、店周活動の見直しや、後述する新しい金融ファシリティーへの対応問題もあるが、ここでは店舗について考えてみたい。従来、ともすれば華やかに店舗競争が繰り広げられてきたことがいわゆる銀行批判の原因の一つかと思われるが、店舗網が相当程度整備された今日、店舗のあり方は採算面からも金融機関の公共的性格という観点からも再検討する必要に迫られている。言い換えれば、今後、金融機関の店舗は経営効率化と利用者利便という見地から見直されるべきであり、この意味に

おいて先般の昭和52・53両年度店舗政策の微調整は大きな意義を持つ。配置転換の促進という両年度店舗政策の重点施策の遂行を助長すべく、今回、廃止店舗の跡地に特別出張所又は預金代理店を代替設置することで地元住民の了解が得られる場合には、このような代替設置付配置転換を認めることとした。地域金融機関としての性格上、比較的過疎地にも店舗が多い中小金融機関にとつては利用者利便にも充分配慮しつつ経営効率化を図るという点で今回の措置は画期的な意義を持つものであつた。

③ 中小金融機関経営の合理化効率化のために工夫すべき点の一つに業務提携と合併が挙げられよう。これは前述の①省コスト経営にも連なることは言うまでもないが、加えて、経営基盤の強化という要素を含んでいる。

業務提携は中小金融機関においてもこれまで機械の共同利用を含めて各種の態様で為されてきたが、オンラインによる預金の代払という業務提携は51年の十六銀行・岐阜相互銀行間に始まり、現在では、幸福相互、京都相互間、九州地区八相互銀行、さらには信用金庫業界では257金庫による全国ネットの代金・代払いが実施されている。従来はこのようなオンライン提携は事前届出のみで足りたが、金融機関をとりまく環境の変化に伴い、今後の金融機関のオンライン提携の動き等にも鑑み、先般、その行政上の取扱いについて見直しが行われた。その結果、オンライン提携は利用者利便と経営効率化に資するものであるが、他方で、金融機関の系列化や店舗行政に及ぼす影響がある等の見地より、承認制に移行することとなつた。

相互銀行20のオンライン代払業務提携はこの通達に従つて7月に承認され、11月に開始されたものであり、これにより関東、東海、近畿地区にある多くの相銀の店舗内のCDの共同利用が実現し、利用者利便に資するところが極めて大きいと評価されている。本件は直ちには目に見えて参加各行の経営の効率化に連がるものではないかも知れないがこれが成功し効果をあげてゆけば参加行も増加し、業界全体の連けいという意味でも大きな意味を持つていると考えられる。信用金

庫業界には前述のようにすでに全国ネットワークがあるが、相互銀行業界も54年3月より全銀データシステムに参加することとなっている。

経営効率化のあり方として以上のような業務提携の他にさらには合併という方法も議論になり得よう。これまでの中小金融機関の合併は、経営上問題を抱えた金融機関を他の金融機関がカバーするという所謂救済型の合併が多かつたわけであるが、今後は、これにとどまらず難しい経営環境下における経営の方向として、経営基盤の強化、低利良質資金の適正供給のため、前向きに検討されることもあり得よう。一般に合併は、役職員、株主、取引先すべてに絡む難しい問題であるが中小金融機関は一般に規模が小さく、資金コストも割高であるので、金融機関の経営効率の改善を促進し、特に中小企業に対して、より低利良質の資金の供給を可能にするようなものであれば、そのような合併は国民経済的観点から望ましいと考えられる。従つて、合併が金融機関の自主的判断に基づくものであり、かつ、関係当事者間において完全な合意のあるものであれば、当方としてもその望ましい実現に対して協力をいたしたい考えである。

(3) 新しい経営環境への対応と公共的要請への対応

マネーフローの変化と国民の金融ニーズに対応するためには、金融機関の経営方針として個人ローンへの積極的取り組みが必要である。中小金融機関はこれまでもその本来の特質を生かして住宅ローンを含む消費者ローンには他の金融機関以上に前向きに対応してきたが、今後ともその努力が期待される。最近の新型個人ローン、例えば当座貸越カードローンや応急ローンに関しても中小金融機関が積極的な姿勢を示していることは好ましいことである。

次に、新しい資金吸収手段として従来から復利預金、CD（譲渡可能定期預金）の検討についても言及されている。金融蓄積の実施やニーズの多様化に伴つて、企業や個人の資産選択に当つての収益性指向の高まりに対応して、これらの問題はいずれ結論を得なければならない問題である。中小金融機関もこのような新しい金融ファシリティーに前向きに取り組む、経営効率を改善することによつて顧客サービスを向上させ、一段と地元住民や中小企業と密接な関係を深め、中小金融機関の本来の使命を達成するよう努力すべきである。

（筆者は銀行局中小金融課課長補佐）